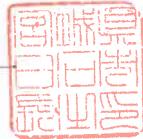


資料1－参考

白市生第 806 号
令和5年1月16日

宮城県知事 村井嘉浩 殿

白石市長 山田 裕



(仮称)福島北風力発電事業に係る環境影響評価準備書に対する意見について(提出)

令和4年12月13日付け環対第400号にて通知のありましたこのことについて、別紙のとおり意見を提出いたします。



担当：白石市市民経済部市民生活課
環境対策係
TEL 0224-22-1314
FAX 0224-22-1317

(仮称) 福島北風力発電事業に係る環境影響評価準備書に対する意見

1 全般的事項

(1) 累積的な影響

対象事業実施区域（以下「事業区域」という。）の周辺では、他事業者による風力発電事業に係る環境影響評価手続きが進められているため、情報収集等に努めるとともに、累積的な環境影響が懸念される場合は再調査を行い、適切な環境保全措置を講じること。

2 個別的事項

(1) 動物

イノシシやニホンザル等の野生鳥獣について、事業区域及びその周辺では、事業実施に伴い生息環境が変化すると考えられる。当該野生鳥獣の分布が事業によって拡大し、農作物に及ぼす被害が拡大しないよう、影響の回避又は十分に低減するよう努めること。

(2) 景観

事業区域に近接する萬歳楽山第一見晴台及び第二見晴台について、風力発電機は樹々の間から見える程度としているが、垂直見込角の最大は5～6のレベルとなり、景観への影響が懸念される。見晴台からの眺望が損なわれないように、影響の回避又は十分に低減するよう努めること。

また、美しい山岳や自然が織りなす特徴的な景観を事業実施により失うことがないよう、事業区域のみならず遠方からの見え方に対する影響がでないよう、留意すること。

(3) 人と自然との触れ合いの活動の場

萬歳楽山及び萬歳稻荷神社は事業区域の外側に位置するが、当該区域は山間部であるため、気象条件や地形の影響により風力発電機の発生音が大きく変化するなどの特性も考えられる。環境基準にのみとらわれることなく、地形等の特性を十分に考慮し、適切に予測及び評価すること。また、静穏性を保つため、適切な環境保全措置を講じること。